

労働者協同組合の公共性

—人権論の現代的発展を手がかりに—

講演：池上 惇（京都大学教授）

（編集部注：96年最初の基本研究会として、1月13日、東京芸術劇場で、池上先生の「労働者協同組合の非営利性・公共性」と題するご講演をいただきました。当面する労働者協同組合法の取り組みでも核心となるこのテーマを、先生は「現代人権論の発展」という観点から明快に解いて下さいました。当日はもっと多様な論点の展開と、会場からの質問に対する興味深いお答えがありましたが、紙数の関係から、編集部の責任で要旨のみを紹介させていただきます。）

1. 労働者協同組合の公共性

労働者協同組合の公共性を「仕事をおこし、地域をつくり、人を育てて、文化を高める」という点から考えてみたい。

1) 仕事をおこす権利

仕事をおこすことが、人間の生活を守る根本であることは言うまでもない。それゆえ「仕事をおこす権利」は人権中の人権であり、その理念は「完全雇用」として国際的に認められるとともに、日本国憲法にも働く権利（勤労の権利）が明記されている。この権利は、仕事をおこして生存のための所得を確保すると同時に、人間らしい生きがいある仕事を行い、自立した個性ある人格として発達する権利であり、「生存権を基礎とした生きがい追求の権利」としてとらえることができる。

日本においては、「公共性」がしばしば「弱い者を政府が救ってやる」という「国家後見による劣等処遇」におとしめられてきたが、「公共性」の本来の意義は、「共通の利益」である。「利己的生存競争を突き進めると相互に沈没してしまう。ルールをつくって人権を保障しあうことで、相互学習の機会を保障し、自由を拡大しよう」という考え方である。これは、ばらばらに孤立した個人としての自由を考える消極的自由論に対する、積極的自由論と言える。

この観点からするならば、私的な金もうけのために人を使い、その身体・生命・発達可能性を奪うような仕事は、非公共的であり、公共性あるものに転換しなければならぬということになる。労働者協同組合の公共性は、まずこの点にある。

労働者協同組合の公共性は、まずこの点にある。

2) 「地域をつくる」ことの公共性

第2に、仕事おこしの運動は、「地域をつくる」という公共性を持つという点である。

保育所も共同作業所も、地域みんなの願いに応える「地域共同施設」として自らを位置づけ発展してきた。共同作業所は、「障害者の処遇は私的なこと」という社会的風潮や「障害者は学校に来なくてもいい」という文部省の指導を引っ繰り返すところから始まったのである。その意味で地域は、権利が合意として認められる場であり、公共性が獲得される民主主義の学校であると言える。

3) 人づくり—もう一つの公共性

第3に、「人づくり」＝「自立支援」ということの持つ、もう一つの公共性である。

「自立」とは、一定の知識と判断を持ち、自分の人生を選び取り、つくっていくことである。だが、そのためには人類の知的遺産を継承することが不可欠であり、自立は自立を支えるネットワークなしには実現できない。「情報の共有」を掲げる労働者協同組合は、そうしたネットワークの一つであろう。

自立支援を支える基礎は、「情報へのアクセス権」「教育を受ける権利」であり、さらに「文化を高める権利」「生活の質を高め、健康に生きる権利」へと展開している。

4) 住民がつくる「公共性」

以上見てきたことから明らかなように、「公共性」は国民・住民がつくる—合意しながら形成

するものである。政府や自治体の役割は、これを追認し、法制化し、習慣化することである。

こうした見方に対しては、「政府や自治体ができることが公共性」なのであって、「運動に公共性はない」「それはグループの利益にすぎない」という批判がされてきた。しかし、日本でも、ボランティア法のように、それだけをとれば一人一人が私的にやっていることを、法によって公的に支援しようという動きが始まっているし、NPO（非営利団体）が世界的なキーワードになっていることに注目しなければならない。

2. 自立支援のネットワーク

今日の人権は、まさに「生存権の物的条件の保障を、個人の生きがいにつなげる権利」に到達している。このことの確認が重要であろう。

1)「自立支援」の思想

日本の福祉立法も、デンマークに学びながら、「すべての高齢者が心身の障害を持つ場でも尊厳を保ち自立して」とか、「介護を必要とする誰もが自立に必要なサービスを身近に手に入れることのできる権利」などの文言を採り入れざるをえなくなっている。一言でいえば「自立支援」という立場で、そのまま高齢者の仕事おこしにも当てはまる考え方である。

文部省も、学校教育における「個性の尊重」を言い始めたが、ではそれをどう具体化するかという段で現場は混迷している。個性は、それを支えるネットワークなしには空論になってしまうのである。

これまで男性は、「人並に階段を昇っていけば何とかなる」という考え方が強かったが、そういう期待が持てない高齢者や女性の方が、真剣に生きがいや個性を考えてきた。高齢社会は、その意味で人権論に新しい局面をひらくだろう。

2)「希望を共有する」ネットワーク

ネットワークは、1980年代以降、社会学や経済学の中から生み出され、法にも浸透しつつある概念である。これを初めて明確に著わしたのは、リップナックとスタンプスの『ネットワークング』（邦訳プレジデント社）である。

彼らは、それまでの「法の前での平等」が想定している、一人一人の個人では権利を守れず、権利を守るためにはネットワークが不可欠であることを主張したのである。

その背景にあるのは、環境や文化、医療、女性、少数民族など、ネットワークなしには生活できない現実の広がりである。

彼らによれば、ネットワークとは、「希望を分かち合い、情報を交流しながら、平等に行動できる、ヨコ型組織」であって、問題に対する専門性ある人間と、大量のボランティアが交流し、結合し、事務局をつくり、自分たちの専門家を育てる組織である。これは日本の仕事おこし・地域づくり運動を示す言葉ともなっている。

彼らは、このような「希望を共有する自発的組織」が出現しこれを自治体や政府が支援することの中に、弱肉強食の「レーガンのアメリカ」に対する「もう一つのアメリカ」を見出したのである。

3) 複合的で多様なネットワークシステムを

ネットワーク組織も発展していくにつれ、いろいろな側面を持つようになる。共同作業所は、福祉施設であると同時に、経済団体であり、公益法人でもある、というように。労働者協同組合でも、事業を営むと同時に、在宅福祉など、福祉法人がなじむ領域が予測される。多様な事業と経営の形態を包含し、それらが相互に支援しあいながら進むことが求められる。

例えば「障害者支援センター」は、作業所から就職する職場へのネットワークや、家族とのネットワーク、教育・訓練ネットワークを総合するものとして注目される。仕事なら仕事だけとか、住居だけということに留まらず、個人の生活全体を支援するネットワークが必要とされているのである。このような自立支援センターを、高齢者、女性、仕事を求める若者、芸術家などを継続的に支えるシステムとして、地域の各地に設置することが望まれる。

福祉や障害者運動では、従来からネットワークが形成されてきたが、これを高齢者、労働者全体に広げていくことが、これからの課題となろう。